

富士見市教育委員会障がいのある職員の活躍推進計画

機関名	富士見市教育委員会
任命権者	富士見市教育委員会
計画期間	令和2年度から令和6年度まで
富士見市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>富士見市教育委員会の正規職員は市長部局からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用を行っていません。</p> <p>人事異動に伴い障がいのある職員が在籍することもあります。これまで個別に対応していたため、今後は組織的な体制整備を行い、障がいへの理解を深めていくことが必要と考えます。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>教育委員会の正規職員は市長部局からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用を行っていないため、市長部局と連携しながら進めていきます。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報による把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として教育政策課長を選任します。</p> <p>障がいのある職員本人や職場の管理監督者が相談できるような体制を整えます。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には選任を行い、埼玉労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がいのある職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>障がいのある職員に対しては、年2回実施している人事評価面談をはじめ、随時必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。</p>

	<p>なお、措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。</p>
4. その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進するよう努めます。</p>

※「障害」の「害」の字については、マイナスのイメージにつながり、誤解や偏見を受けるおそれがあるため、本計画においては、原則「障がい」という表記で統一しています。ただし、法律・計画名や制度名、その他固有名詞などについては、元の表記に従っています。